

平成 31 年 1 月 31 日

柔道整復師 各位

〒164-0013

東京都中野区弥生町 1-13-7

社団 JB 日本接骨師会

会長 早津 泰治

『広告規制に関する検討委員会』

担当委員長 荻原 啓二

患者と柔道整復師の会

代表 宮内 誠一

TEL : 03-5388-7211

FAX : 03-5388-7231

## 第 2 回広告に関する研修会 開催のお知らせ

拝啓 厳寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当会会務に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、早速ですが「第 2 回広告に関する研修会」を下記要領にて開催致します。昨年 12 月 16 日(日)開催の「第 1 回広告に関する研修会」では、柔道整復師の広告を考える前に、1 人の人間として広告とはどのようなものであるかについてフリーディスカッションを展開致しました。今回は各論として、柔道整復業務の広告のあり方について、共に考えたい所存です。ご多忙のことと存じますが、本紙にて FAX または TEL(担当：森・沖田)にて平成 31 年 3 月 15 日(金)までにご連絡下さい。

※同伴者のご出席も可能です。ご希望の方はお問合せ下さい。

敬具

### 記

1. 日 時：平成 31 年 3 月 31 日(日) 14:00~16:00
2. 主 催：社団 JB 日本接骨師会・患者と柔道整復師の会
3. 会 場：柔道整復師センター 地下多目的ホール
4. 住 所：〒164-0013 東京都中野区弥生町 1-13-7 (TEL 03-5388-7211 / FAX 03-5388-7231)
5. 講 師：弁護士 本多清二先生
6. 演 題：『柔道整復業務と広告』
  - ① 柔道整復業務に厳しい広告規律が定められている(柔道整復師法第 24 条)がその理由は何か
  - ② 柔整療養施術と広告のあり方
  - ③ 柔整業務の広告に関するガイドラインを作成することが検討されていますがその議論に期待するものは何か
  - ④ その他

以上



FAX : 03-5388-7231



3 月 15 日(金)までに FAX もしくはお電話にてご連絡下さい。

平成 31 年 3 月 31 日(日) 14:00~16:00 第 2 回広告に関する研修会 出席

氏名：

電話番号：